

いじめ防止基本方針

～いじめ対応チームの設置～

太子町立石海小学校

〈いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)〉

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

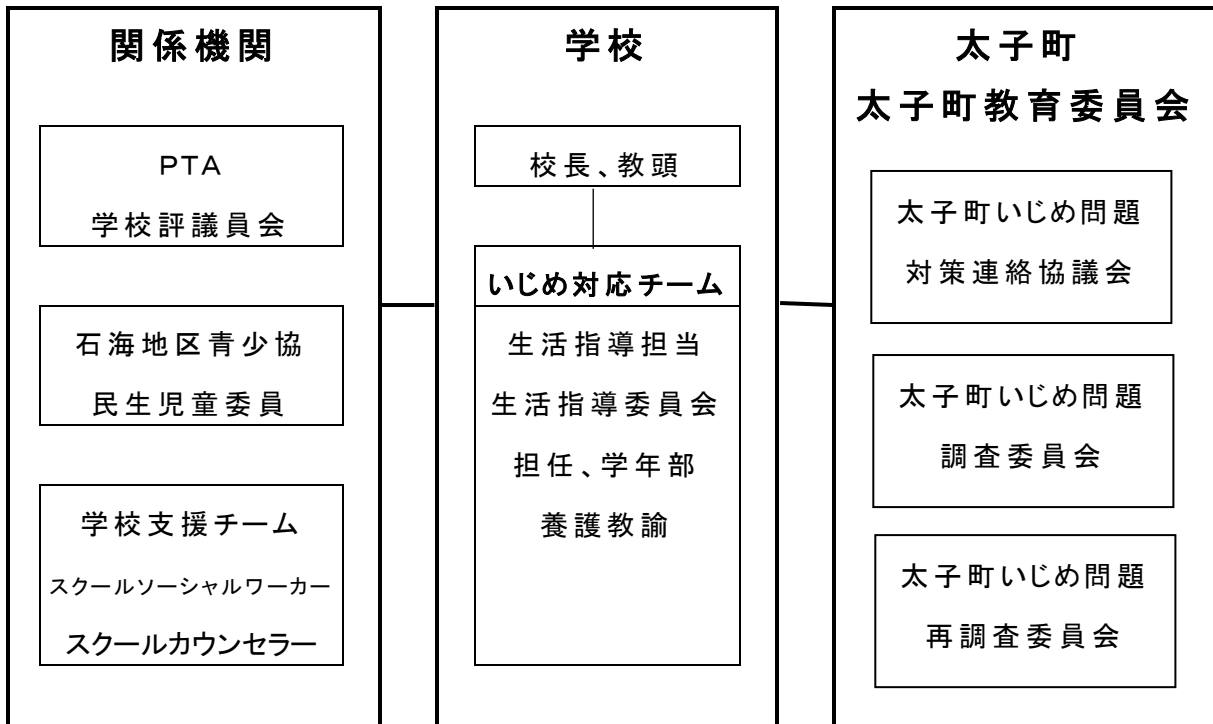
【いじめの基本的な認識】(「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会より)

- ① いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

1. 目的

いじめ問題への取り組みにあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に取り組む必要がある。いじめ問題に特化した「いじめ対応チーム」を設置して、教職員全員で共通理解を図るとともに、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

2. 運営組織



3. 指導の基本姿勢

(1) 未然防止

- ・人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動、学年・学校行事の充実
- ・いじめの定義について、児童と教職員での共通理解
- ・主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊心」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取り組み
- ・ケース会議や生活指導委員会での学級の状況や児童の把握
- ・心の通い合う教職員の協力協働体制づくり
- ・保護者や地域の方への働きかけ(広報活動)
- ・情報モラル出前授業

(2) 早期発見

- ・教職員の人権感覚を磨き、児童の気持ちや行動・価値観を共感的に理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。
- ・日々子どもたちへの観察、日記・生活ノートによる把握、教育相談、いじめ実態アンケートなどにより、早期発見、早期解決につなげる。

(3) 早期対応、ネット上いじめへの対応

- ・いじめの事案により、①担任 ②学年部 ③いじめ対応チームにより、対応マニュアルに沿

って、迅速に対応する。

- ・いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。
- ・保護者への連絡、支援
- ・町教委への報告。必要に応じて、関係機関等の支援を要請する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図る。事案に応じて、警察や専門的な機関と連携した対応していく。

(4) 重大事態への対応

- ・太子町いじめ防止対策推進条例を基に、校長が重大事態と判断した場合、直ちに太子町教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家などを加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。
- ・事案によっては、太子町教育委員会の判断により、「町教育委員会の附属機関」及び「町の附属機関」が実施する調査に協力する。

4. 具体的な取り組み

(1) 児童の実態把握

- ・各担任から課題を持つ児童について共通理解
- ・いじめアンケートの実施

(2) 毎月1回の情報確認(生活指導委員会)と研修会報告等の交換

(3) 子ども理解のためのカウンセリング研修

- ・エンカウンター(自己表現)、アサーション(適切な対人関係での自己表現)トレーニングによる子どもの良さ、カウンセリング(受容と共感の精神で)による子ども理解の推進。
- ・先輩教員が後輩教員に、具体的な事案や仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的、計画的、継続的に伝え、資質向上に取り組む。

(4) 心の教育の推進(観念的理解から実践的意欲・実践化へ)

- ・人権教育、道徳教育を全領域で展開。道徳科の時間の指導の充実。(教材の開拓、教育機器の活用等)

(5) 学級活動の充実

- ・自分が学級から何をしてもらおうかではなく、自分は学級(みんな)のため何ができるか考えさせる。自己表現ができ、喜び、感動を共有できる学級づくり。

(6) 家庭との連携

- ・担任、家庭が気軽に話し合える人間的なふれあいに基づく信頼関係の醸成。

5. 年間を見通したいじめ防止指導計画

	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	○職員会議 ・いじめ防止基本方針の確認 ・生活指導方針の確認 ・道徳、特別活動計画への反映 ○いじめ対応チーム会議	○全児童家庭訪問の実施 ○生活指導委員会において児童理解における情報確認。
5月	○保護者への啓発文書配付 ○学級懇談会にて、保護者への啓発	○生活指導委員会において児童理解における情報確認。
6月		○いじめアンケート ○生活指導委員会において児童理解における情報確認。
7月	○地区懇談会にて、保護者への啓発	○個別懇談会(希望者)の実施
8月	○職員研修	○児童理解についての職員会議
9月		○生活指導委員会において児童理解における情報確認。
10月		○生活指導委員会において児童理解における情報確認。
11月	○オープンスクールにて、保護者向け研修 ○情報モラル出前授業	○いじめアンケート ○生活指導委員会において児童理解における情報確認。
12月		○個別懇談会(希望者)で保護者との連携
1月		○生活指導委員会において児童理解における情報確認。
2月	○学級懇談会にて、保護者への啓発	○いじめアンケート ○生活指導委員会において児童理解における情報確認。
3月	○いじめ対応チーム会議 ・本年度のまとめと来年度の課題検討	○生活指導委員会において児童理解における情報確認。